

今年注意したいポイントはここ！ 労働保険年度更新の実務

特定社会保険労務士 松田 研二 (社会保険労務士「高志会」グループ)

令和7年度は雇用保険率が改正になります。年度更新のリーフレット等に、少し異なる視点も加え理解できるよう解説していきます。

1 今年度の改正点・注意点

(1) 令和7年度の雇用保険率・労災保険率

令和7年度の雇用保険率は、令和6年度と比較して事業主負担および被保険者負担がそれぞれ0.5/1000下がります(図表1)。

また、令和7年度の労災保険率および労務費率は、令和6年度から変更はありません。なお、労災保険率が基本料率と異なる場合(「メリット制」という)は、申告書と併せて「労災保険率決定通知書」が送られてきますので、該当年度を確認のうえ、決定された料率で計算をしてください。

※厚生労働省「雇用保険料率について」令和7年度の雇用保険料率 URL
(<https://www.mhlw.go.jp/content/001401966.pdf>)

(2) 一括有期総括表(建設の事業)

令和6年度から労災保険率および労務費率が一部の事業で変更になっているため、該当の事業の事業開始時期の区分が変更になり、「令和6年度一括有期事業総括表(建設の事業)」の様式(54ページ図表4)が新しくなりました。

※厚生労働省「一括有期事業報告書・総括表(建設の事業)」URL

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouhoken.html)

図表1

雇用保険率表(令和6年度)
…確定保険料算定で使用

事業の種類	雇用保険率	負担率	
		事業主	被保険者
一般の事業	15.5/1000	9.5/1000	6/1000
農林水産・清酒製造の事業	17.5/1000	10.5/1000	7/1000
建設の事業	18.5/1000	11.5/1000	7/1000

雇用保険率表(令和7年度)
…概算保険料算定で使用

事業の種類	雇用保険率	負担率	
		事業主	被保険者
一般の事業	14.5/1000	9/1000	5.5/1000
農林水産・清酒製造の事業	16.5/1000	10/1000	6.5/1000
建設の事業	17.5/1000	11/1000	6.5/1000

● 2 基礎知識 ●

(1) 用語説明

① 労働保険

労働保険とは、労働者災害補償保険法による労働者災害補償保険（労災保険）および雇用保険法による雇用保険とを総称した言葉です。

② 労働保険料

保険給付は労災保険および雇用保険で別々に行われていますが、労働保険料（労災保険料および雇用保険料）の申告・納付は一体的（一元適用事業に限る）に取り扱われます。

③ 賃 金

労働保険料を算定するもとなる賃金とは、賃金、給料、手当、賞与その他名称の如何を問わず、労働の対償として事業主が労働者に支払うものをいいます。一般に、労働協約、就業規則、労働契約などにより、その支払いが事業主に義務付けられているものとなりますので、任意的なもの、恩恵的なもの、実費弁償的なものは、労働の対償として支払うものではないため、賃金には含まれません。また、厚生労働大臣が定める通貨以外のもので支払われる賃金（現物給与）も含まれます。

(2) 年度更新の手続き

労働保険料は、保険年度（4月1日から翌年3月31日までの1年間）を単位として、すべての労働者に支払われる賃金の総額（労災保険分）と雇用保険被保険者に支払われる賃金の総額（雇用保険分）を算出し、その事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定することになっています。

労働保険では、保険年度ごとに概算で保険料を納付し、保険年度末に賃金総額が確

定した後に精算するという方法をとっています。したがって、事業主は、前年度の労働保険料を精算するための確定保険料の申告・納付と当年度の概算保険料を納付するための申告・納付の手続きが必要となります。これが「年度更新」の手続きです。

この年度更新の手続きは、原則として毎年6月1日（令和7年度は6月2日）から7月10日までの間に、管轄の労働基準監督署および労働局等に提出します。

(3) 一般拠出金

一般拠出金は、石綿による健康被害の救済に関する法律に基づき、労災補償の対象とならない石綿（アスベスト）健康被害者の救済費用に充てるため、平成19年度から徴収が開始されました。石綿（アスベスト）は、すべての労災保険適用事業主が、労働保険の確定保険料の申告に併せて申告納付することになっています。

- | |
|---------------------------------|
| ① 対 象：すべての労災保険適用事業主 |
| ② 拠出金：確定年度の労災保険賃金総額に一般拠出金率を乗じた額 |
| ③ 料 率：業種を問わず、一律1000分の0.02 |
| ④ 納 付：一括納付のみ。延納（分割納付）なし |

● 3 事前準備 ●

(1) 対象者の確認

① 法人の役員等

法人の役員等については、労災保険および雇用保険で取扱いが異なります。労災保険においては、法人の取締役、理事、無限責任社員等の地位にある者であっても、事実上業務執行権を有する役員等の指揮、監

督を受けて労働に従事し、その対償として賃金を得ている者は、原則として労働者として取り扱います。また、監査役についても、事実上一般の労働者と同様に賃金を得て労働に従事している場合には、労働者として取り扱います。一方、雇用保険においては、法人の取締役等は、原則として労働者とは見なされませんが、取締役等で同時に会社の部長、支店長、工場長等従業員としての身分を有する者については、報酬支払等の面からみて労働者的性格の強い者であって、雇用関係ありと認められるもの限り労働者として取り扱われます。ただし、代表取締役および代表社員ならびに監査役は労働者となりません。

② 産業医

産業医は、委任契約を医師個人としての資格で事業主との間に締結して当該職務を行っている場合には、労働者となりませんが、事業主と直接雇用契約を締結し、事業場に専属で職務を行う産業医については、当該事業場の労働者となります。

③ 短時間就労者

短時間就労者は、労災保険においては、労働者として取り扱われますが、雇用保険においては、1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上の雇用見込みがある場合に、被保険者として取り扱われます。

④ 出向者

出向者は、労災保険においては、出向者が、出向先事業の組織に組み入れられ、出向先事業場の他の労働者と同様の立場（ただし、身分関係および賃金関係を除く）で、出向先事業主の指揮監督を受けて労働に従事する場合は、出向先事業の労働者として取り扱われます。雇用保険においては、出向者が生計を維持するために必要な主たる賃金を受ける一の主たる雇用関係についてのみ被保険者となります。

⑤ 二以上の適用事業主に雇用される者

二以上の適用事業主に雇用される者は、労災保険においては、それぞれの事業ごとに業務災害が発生する可能性があるため、それぞれの事業において労働者となります。一方、雇用保険においては、その者が主たる賃金を受ける一の主たる事業のみ被保険者となります。

(2) 労働保険料算定の対象となる賃金の確認

毎月の給与計算または賞与計算の際には、労働保険料算定の対象となる賃金とそうでないものを区別し、被保険者の雇用保険料を徴収しています。年度更新時には、まずこれらの区別された労働保険料算定の対象賃金を集計していきます。

給与ソフトで、「労働保険料算定対象賃金額」が表示されない場合は、対象となる賃金項目を集計して「労働保険料算定対象賃金額」を求めてください。さらに、雇用保険被保険者について、集計された「労働保険料算定対象賃金額」に雇用保険率（被保険者負担分）を乗じた額が、控除した雇用保険料と一致しているかを確認します。

なお、労働保険料算定期間中（令和6年4月1日～令和7年3月31日）に使用した労働者に対して支払いが確定した賃金は、算定期間中に支払われていなくても算入してください。

● 4 申告書の作成（継続事業） ●

(1) 申告書（図表2）

年度更新の申告書に記載するうえで必ず準備する項目は、1カ月平均人数（④欄の常時使用労働者数、⑤欄の雇用保険被保険者数）と前年度（確定）の賃金総額（⑧欄

図表2 申告書の例

種別 32701 ※修正項目番号 ※入力徴収コード

都道府県 所管 管轄 基幹番号 枝番号
13101199999-0000

※各種区分
管轄(2) 保険関係 業種 事業分類

千代田区九段南1-2-1
九段第3合同庁舎12階
東京労働局
アクセスコード ua139uuu

労働保険特別会計歳入徴収官殿

⑦ 確定保険料算定内訳
算定期間 令和6年4月1日から令和7年3月31日まで

区分	⑧ 保険料・一般拠出金算定基礎額	⑨ 保険料率	⑩ 確定保険料・一般拠出金額 (⑧×⑨)
労働保険料	18.00	1000分の10	10(イ)11072116
労災保険分	8(ロ)66438 × 2.50	1000分の2.50	10(ロ)166095
雇用保険分	8(ホ)58453 × 15.50	1000分の15.50	10(ホ)906021
一般拠出金 (注1)	8(ヘ)66438 × 0.02	1000分の0.02	10(ヘ)11328

⑪ 概算・増加概算保険料算定内訳
算定期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日まで

区分	⑫ 保険料率	⑬ 概算・増加概算保険料額 (⑫×⑬)
労働保険料	17.00	14(イ)11013663
労災保険分	2.50	14(ロ)166095
雇用保険分	14.50	14(ホ)847568

⑭ 申告済概算保険料額 1,112,203 円

⑮ 差引額
(イ) 充当額 40,087 円
(ロ) 還付額 30,111 円

⑯ 納付額
第1期 337,887 円
第2期 337,887 円
第3期 337,887 円

⑰ 延納の申請 納付回数 3

⑱ 申告済概算保険料額 1,112,203 円

⑲ 増加概算保険料額 1,112,203 円

⑳ 納付額 (合計額) 2,999,130 円

㉑ 領収済通知書 (労働保険) 国庫金 (記入例) ¥0123456789

※取扱庁名 東京労働局 ※取扱庁番号 XXXXXXXX

※CD 07

納付の目的
1. 令和 7年度 1期
2. 令和 6年度 確定

(住所) 〒102-0072 千代田区飯田橋〇-〇-〇
(氏名) 株式会社高志会商事

納付の場所
日本銀行(本店・支店・代理店又は収入代理店)、所轄都道府県労働局、所轄労働基準監督署

労働保険特別会計歳入徴収官 (住所送付分)

(ロ), ⑧欄(ホ), ⑧欄(ハ)の算定基礎額)です。

その他, 必要に応じて決める項目は, 当年度(概算)の賃金見込額(⑫欄(ロ), ⑫欄(ホ)の算定基礎額の見込額), ⑰欄の延納の申請および⑳欄の充当意思になります。

(2) 賃金の集計

賃金の集計には, 厚生労働省のホームページ(下記URL)で示される「令和6年度確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」を用いて集計することもできます

が, ここでは簡易な集計表を示してご説明します。

※厚生労働省「確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表」URL

(https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/roudouhoken.html)

① 賃金集計表(図表3)

労働保険番号が複数ある場合は, 賃金集計表は, 労働保険番号ごとに作成します。

簡易な集計表では, 雇用保険の対象となる役員は, 「労働保険料算定対象賃金額」

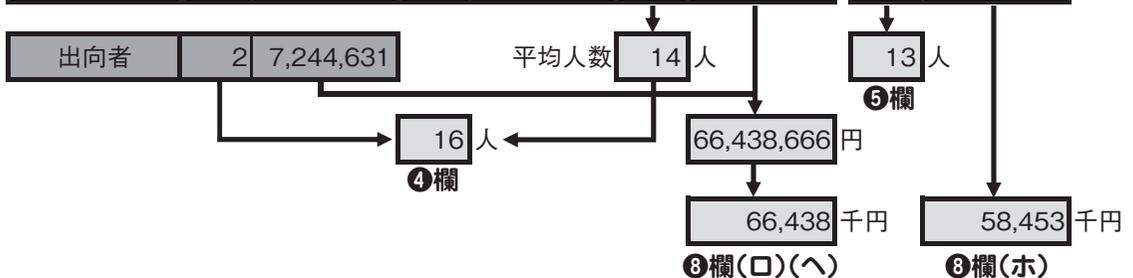
図表3 賃金集計表の例

令和6年度 確定保険料・一般拠出金算定基礎賃金集計表

事業所名 株式会社高志会商事

労働保険番号 13-1-01-199999-000

対象月	労災保険および一般拠出金						雇用保険	
	雇保被保険者 で労災対象者		雇保被保険者 でない労災対象者		合計		雇保被保険者	
	人数	賃金額	人数	賃金額	人数	賃金額	人数	賃金額
令和6年4月	13	3,684,210	1	61,300	14	3,745,510	13	3,684,210
令和6年5月	13	3,632,291	1	66,118	14	3,698,409	13	3,632,291
令和6年6月	13	3,654,757	1	59,767	14	3,714,524	13	3,654,757
令和6年7月	13	3,638,741	1	63,283	14	3,702,024	13	3,638,741
令和6年8月	13	3,602,870	1	64,143	14	3,667,013	13	3,602,870
令和6年9月	13	3,666,073	1	55,428	14	3,721,501	13	3,666,073
令和6年10月	13	3,648,430	1	63,168	14	3,711,598	13	3,648,430
令和6年11月	13	3,699,378	1	58,769	14	3,758,147	13	3,699,378
令和6年12月	13	3,718,059	1	55,232	14	3,773,291	13	3,718,059
令和7年1月	13	3,717,486	1	60,062	14	3,777,548	13	3,717,486
令和7年2月	13	3,554,241	1	66,710	14	3,620,951	13	3,554,241
令和7年3月	13	3,701,823	1	66,096	14	3,767,919	13	3,701,823
賞与6月		6,011,400		0		6,011,400		6,011,400
賞与12月		8,524,200		0		8,524,200		8,524,200
合計		58,453,959		740,076	168	59,194,035	156	58,453,959



を把握することで、他の雇用保険被保険者と一緒に集計します。また、労災保険のみ対象となる役員は、「雇保被保険者でない労災対象者」欄に集計してください。

まず、支給年月ごとに、雇用保険被保険者の「労働保険料算定対象賃金額」を集計し、「雇保被保険者」欄に記入します。次に、雇用保険被保険者で労災対象者の「労働保険料算定対象賃金額」を集計し、「雇保被保険者で労災対象者」欄に記入します。他社へ出向している人や海外派遣者など自社の労災保険の対象外の人を除いてください。なお、労働保険番号が1つで、労災保険対象外の人がない場合は、「雇保被保険者」欄と同額になります。最後に、パート、アルバイト、労災保険のみ対象となる役員等で雇用保険被保険者でない労災対象者の「労働保険料算定対象賃金額(相当額)」を集計し、「雇保被保険者でない労災対象者」欄に記入してください。

さらに、賃金集計表の労災保険および一般拠出金と、雇用保険の労働保険料算定対象賃金額の合計は、それぞれ申告書に転記するため千円未満を切り捨ててください。

各月の人数は支払人数ではなく、各月末(賃金締切日がある場合は月末直前の賃金締切日)でカウントします。平均人数は4月から3月までを合計(賞与を除く)し、合計人数を12(保険年度の途中で成立、廃止の場合は対象月数)で除し、小数点以下を切り捨てた月平均人数を計算します。ただし、端数処理をして「0人」となった場合は、「1人」としてください。

また、他社から出向者を受け入れている場合は、自社の労災保険として申告・納付する必要がありますので、年平均人数と年間の賃金額を出向元から教えてもらい、「出向者」欄に記入、労災対象者の平均人数と賃金額の合計に加算してください。なお、

月々の人数と賃金額をもらっている場合は、「雇保被保険者でない労災対象者」欄に含めて集計することもできます。

(3) 申告書の書き方(図表2)

① 賃金集計表の人数・賃金額の転記

賃金集計表の労災保険・雇用保険の人数を、申告書の④欄、⑤欄に記入し、労災保険の合計の賃金額(千円)を申告書の⑧欄(ロ)、⑧欄(へ)に、雇用保険の合計の賃金額(千円)を⑧欄(ホ)に記入してください。ただし、労災保険と雇用保険の対象者が同じで、労災保険の合計の賃金額と雇保被保険者の賃金額が同額の場合は、申告書の⑧欄(イ)、⑧欄(へ)に記入し、⑧欄(ロ)、⑧欄(ホ)には記入しません。

② 確定保険料の計算

⑨欄の保険料率は、印字されていますので、⑧欄(保険料算定基礎額)に⑨欄(保険料率)を乗じて、⑩欄(確定保険料)を計算します。なお、保険料率を乗じて計算される確定保険料、以下の一般拠出金および概算保険料で、1円未満の端数が生じたときは切り捨ててください。

労災保険と雇用保険の保険料算定基礎額が同額の場合は、⑧欄(イ)に⑨欄(イ)を乗じて⑩欄(イ)を算出してください。なお、⑨欄(イ)の保険料率は、労災保険率と雇用保険率を合算したものです。

③ 一般拠出金の計算

⑧欄(へ)に⑨欄(へ)を乗じて⑩欄(へ)の一般拠出金を算出してください。

④ 概算保険料の計算

概算の保険料算定基礎額の見込額が、確定の保険料算定基礎額の2分の1以上2倍以下である場合には、確定の保険料算定基礎額を概算の保険料算定基礎額の見込額として使用します。⑫欄(見込額)に⑬欄(保険料率)を乗じて、⑭欄(概算保険料)を

算出してください。なお、異なる見込額で算定する場合は、その見込額を⑫欄に記入し、概算保険料を算出します。

ただし、労災保険分と雇用保険分の保険料算定基礎額の見込額が同額の場合は、見込額を⑫欄(イ)に記入、⑬欄(イ)を乗じて得た額を⑭欄(イ)に記入し、⑫欄(ロ)、⑫欄(ホ)、⑭欄(ロ)、⑭欄(ホ)には記入しません。

⑤ 確定保険料額と申告済概算保険料との精算

確定保険料額（⑩欄(イ)）と申告済概算保険料額（⑱欄）との精算を行います。

確定保険料額が申告済概算保険料額を上回る場合は、不足額を、概算保険料および一般拠出金と一緒に納付します。

申告済概算保険料額が確定保険料額を上回る場合は、概算保険料および一般拠出金の納付額に差引額を充てることができます。この充て方には3つの方法があり、⑳欄（充当意思）に、労働保険料のみに充当する場合は「1」、一般拠出金のみに充当する場合は「2」、労働保険料および一般拠出金に充当する場合は「3」と記入してください。

⑥ 延納の申請

延納（分割納付）の申請をする場合は、概算保険料額（⑭欄(イ)）が40万円（労災保険または雇用保険のいずれか一方のみ成立している場合は20万円）以上であることが必要で、3回に分けて納付（延納）することができます。延納する場合は、⑰欄（延納の申請）に「3」、一括納付する場合は「1」と記入してください。

⑦ 期別納付額

それぞれの該当欄に記載されている計算式または項目をもとに記入してください。その際、概算保険料を延納するときに余りが生じる場合は、余りは第1期に加算してください。また、労働保険料に充当する場

合は、第1期、第2期、第3期に順次残額を充当してください。

実務上の留意点

(1) 申告書、領収済通知書（納付書）の訂正

訂正後の数字や文字がわかるように書き直してください。訂正印の必要はありません。なお、領収済通知書（納付書）の訂正はできませんので、最寄りの労働基準監督署または労働局で新しい領収済通知書（納付書）を受領し使用してください。その際、他の都道府県労働局の領収済通知書（納付書）は使用できませんので、注意してください。

(2) 事業主・事業の名称・所在地の変更

事業主・事業の名称・所在地を変更した場合、申告書の㉔欄（事業）、㉕欄（事業主）は、新しい名称・所在地を記入してください。なお、領収済通知書（納付書）の（住所）欄（氏名）欄は、訂正せずそのまま使用してください。また、変更があった場合は労働基準監督署（所掌3の場合はハローワーク）へ「名称、所在地等変更届」、ハローワークへ「事業主事業所各種変更届」を提出してください。

(3) 電子申請

電子申請義務化の対象事業場は、申告書の上部に「電子申請対象」と印字されています。電子申請義務化の対象事業場でない事業所でも、電子申請を行うことは可能です。労働保険番号と、年度更新申告書のあて先労働局名の右側に印字されている8桁の半角英数字（アクセスコード）を入力することにより、年度更新申告書と同様の項目（労働保険番号、保険料率、申告済概算保険料額等）を電子申請様式に取り込むことができ、事業主の電子署名を省略することができます。

す。

(4) 口座振替

口座振替を利用する事業場の申告書には、上部に「口座振替」と印字され、領収済通知書の納付額の欄に「口座振替のお知らせ」の印字があります。また、口座振替を利用している場合は、領収済通知書を使って金融機関で納付することができません。

(5) 納付金額のないときの申告書の提出

納付金額のないときまたは口座振替の場合は、申告書から「領収済通知書（納付書）」を切り離し、申告書のみを管轄の労働基準監督署、労働局または社会保険・労働保険徴収事務センターに提出してください（労働局への郵送も可能です）。

(6) 労働者が0人のときの申告

労働者が0人になっても申告は必要です。今後、労働者を雇用する見込みがある場合は、労働者を雇用する際の賃金総額の見込額を記入してください。なお、労働者を雇用する見込みがない場合は、労災保険・雇用保険の廃止の手続きが必要となります。

(7) 事業を廃止したときの申告書

事業を廃止した際（対象となる労働者がいなくなった場合も含む）にも、事業を廃止した日までの確定保険料を記載した申告書を提出する必要があります。③欄に事業廃止年月日を記入し、④欄に事業廃止等の理由についていずれかを選び○をつけてください。

(8) 概算年度に事業廃止が確定している場合の保険料算定基礎額の見込額

廃止までの期間に支払われることが予定されている賃金総額の見込額を記入してください。なお、事業廃止後に、確定保険料の申告が必要となります。

(9) 還付の場合

還付が生じる場合は、「労働保険料・一般拠出金還付請求書」を、申告書と一緒に管轄の労働基準監督署または労働局に提出してください。

(10) 退職者の賃金、賞与

保険年度中に退職した労働者または被保険者の賃金および賞与も含めて計算してください。

(11) 通勤手当

通勤手当は非課税分、現物支給の定期代等も労働保険の対象です。含めて計算してください。

(12) 常時使用労働者および被保険者の人数

休職中の労働者も人数には含めてください。

● 5 一括有期事業の年度更新 ●

有期事業は事業（工事等）ごとに労働保険料の申告・納付を行う必要がありますが、一定の要件に該当する場合は、確定年度に終了した事業（工事等）をまとめて、労働保険料の申告・納付について継続事業と同様に行うことができます（一括有期事業）。ここでは建設の事業の年度更新について説明していきます。

(1) 一括有期事業の対象となる工事

以下のいずれにも該当する工事は、令和6年度確定保険料の対象となります。

- ① 元請工事
- ② 一工事の請負金額が1億8千万円未満（消費税を除く）の工事。ただし、平成27年3月31日以前に開始された工事は、1億9千万円未満（消費税を含む）
- ③ 概算保険料額が160万円未満の工事

(工事等終了年度)の「労災保険率決定通知書」に記載される増減率と、事業の種類および事業開始時期における基準料率(非業務災害率を調整)から算定された料率で計算をします。

一般拠出金については、総括表に記載した賃金総額のうち平成19年4月1日以降に開始した工事の賃金総額の合計額に、一般拠出金率を乗じて、一般拠出金額を計算します。

(4) 申告書の作成

作成した一括有期事業総括表(賃金総額合計、保険料額合計、一般拠出金賃金総額合計、一般拠出金額)から、申告書の確定保険料(労災保険分)の⑧欄(ロ)、⑩欄(ロ)と一般拠出金の⑧欄(ハ)、⑩欄(ハ)に転記していきます。また、令和6年度中の1日平均使用労働者数を、④欄に記入してください。

その他、申告書の記載の留意点は、概ね継続事業の場合と同じです。

(5) 注 意 点

① 工事等の記載漏れ

一括有期事業報告書に、元請工事で令和

6年度に終了した一括有期事業に該当する工事等の漏れがないかを必ず確認してください。

② 事業の種類および事業開始時期の誤り

事業の種類および事業開始時期により対応する労務費率や保険料率が異なりますので、事業の種類および事業開始時期ごとに集計してください。

③ 消費税を含んだ請負金額で誤って算定

平成27年4月1日以降に開始された工事等は、消費税を除いた請負金額で計算をしますので、請負金額に消費税が含まれていないことを確認してください。

④ 概算年度のメリット制

令和7年度メリット制の適用となる事業場には、本年度の申告書に令和7年度(工事等開始年度)の「労災保険率決定通知書」が同封されていますので、記載されているメリット増減率から該当する事業の種類の変更労災保険率(メリット料率)により、概算保険料額を算出してください。

【執筆者略歴】 松田 研二 (まつだ けんじ)

労働保険事務組合「東京都労働保険協会」の事務長、東証プライム上場企業の健康保険組合の事務長を経て、平成13年1月に開業登録、平成17年1月に「全日本社会保険労務士法人」を設立。主な著書に、『図解労働・社会保険の書式・手続完全マニュアル』(日本法令・共著)があり、現在10訂版の改訂を行っている。

著者 社会保険労務士「高志会」グループ
特定社会保険労務士 松田 研二
ビジネスガイド 2025年 6月号より